

JA山形市商品券 払戻しのお知らせ

払戻し期間

平成30年10月1日月～
平成31年1月15日火

山形市農業協同組合では、平成30年9月30日をもって「商品券」の取扱いを終了させていただきました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき「商品券」の払戻しを行いますので、上記の払戻し期間内にお申し出ください。
※払戻し期間内にお申し出が無い場合、当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

●お申し出方法

未使用の「商品券」を下記の本・支店にご持参ください。

●払戻し方法

その場で現金で払戻しします。
(午前9時～午後3時)



払戻しの対象となる「商品券」(500円)

山形市農業協同組合 本店

- 金融営業店 〒990-0038 山形市幸町18-20
- 北山形支店 〒990-0822 山形市北山形1-3-42
- 小白川支店 〒990-0021 山形市小白川町4-3-21
- 下条支店 〒990-0823 山形市下条町2-12-28
- 上町支店 〒990-2483 山形市上町5-1-1
- 美畠支店 〒990-2493 山形市美畠町11-17

TEL:023-623-0513

TEL:023-644-3206

TEL:023-623-0446

TEL:023-644-5285

TEL:023-644-6611

TEL:023-632-3840

70th
Anniversary!!

SINCE 1948
JA山形市
耕そう、大地と地域のみらい。